

農企業者経営力強化事業実施要領

制定	令和3年3月29日3経第244号農林水産部長通知
改正	令和5年7月13日5経第499号農林水産部長通知
改正	令和5年10月25日5経第660号農林水産部長通知
改正	令和7年3月24日7経第202号農林水産部長通知
改正	令和8年3月25日8経第199号農林水産部長通知

第1 目的

地域資源を活用した商品の開発等により地域の雇用拡大と所得向上を目指す農業経営体の経営強化を図るため、補助・融資一体型の支援を行い、地域経済の活性化を図る。

第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 経営規模 農業の場合は経営面積、畜産業の場合は頭羽数をいう。
- (2) 常時雇用者 年間150日以上雇用されている者であって、労災保険、雇用保険など社会保険に加入している者をいう。
- (3) 新規就農研修生 年間概ね1,200時間以上研修している者をいう。

第3 事業の内容

本事業は、次に掲げる事業種目で構成し、実施要件、事業内容、補助対象経費、補助率、補助限度額及び実施期間については、別表1から別表6に掲げるとおりとする。

- 1 新規就農タイプ
- 2 2千万円タイプ
- 3 5千万円タイプ
- 4 1億円タイプ
- 5 2・3億円タイプ
- 6 広域連携タイプ

第4 事業実施主体

事業実施主体（以下「実施主体」という。）は次のとおりとする。

1 新規就農タイプ

実施主体は、次の（1）から（6）の要件を全て満たす農業経営体とする。

- (1) 京都府内に主たる経営基盤を持つ農業経営体
- (2) 新規就農後10年以内であること。
- (3) 過去3箇年の売上高の平均(農業部門)が1,000万円未満であること。
- (4) 事業実施市町村で認定を受けている認定就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の4に規定する青年等就農計画の認定を受けている者という。）、事業実施市町村で認定を受けている認定農

- 業者（基盤強化法第12条に規定する農業経営改善計画の認定を受けている者をいう。）又は事業完了後3箇年以内に認定農業者になることが確実と見込まれる者
- (5) 事業実施地域の地域計画（基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）において定められた地域内の農業を担う者一覧に掲げられている者又は事業採択年度内に掲げられると見込まれる者
- (6) 過去に本事業を活用していない者

2 新規就農タイプ以外

実施主体は、次の（1）又は（2）かつ（3）から（8）の要件を全て満たす農業経営体とする。

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項で規定する府内に所在地を置く農地所有適格法人又は農畜産物の生産を行う法人であること。
- (2) 事業完了後3箇年以内に、府内に所在地を置く、農地所有適格法人又は農畜産物の生産を行う法人になることが確実と見込まれる者若しくは組織であること。
- (3) 事業実施市町村で認定を受けている認定農業者若しくは組織であること。
- (4) 事業実施地域の地域計画において定められた地域内の農業を担う者一覧に掲げられている者又は事業採択年度内に掲げられると見込まれる者であること。
- (5) 売上高については、以下のとおりであること。
- ア 2千万円タイプ
過去3箇年の売上高の平均（農業又は畜産部門）が1,000万円以上2,000万円未満であること。
- イ 5千万円タイプ
過去3箇年の売上高の平均（農業又は畜産部門）が2,000万円以上5,000万円未満であること。
- ウ 1億円タイプ
過去3箇年の売上高の平均（農業部門）が5,000万円以上1億円未満であること。
- エ 2・3億円タイプ
過去3箇年の売上高の平均（農業部門）が1億円以上であり、かつ直近2期の売上高がいずれも2.5億円未満であること。
- オ 広域連携タイプ
過去3箇年の売上高の平均（農業部門）が3億円以上であること。
- (6) 債務超過でなく、財務基盤が良好であり、又は債務超過であっても、事業着手から3箇年以内に改善が見込まれること。
- (7) 過去に本事業を活用していないこと。（ただし、本事業を活用した者が活用したタイプの事業計画目標（別表1から5に掲げる実施要件）を達成している場合、過去に活用したタイプと異なるタイプに限り申請することができる。）
- (8) 次のアからエまでに掲げるいずれかの金融機関による貸付決定を受けていること又は貸付けの決定に係る審査において貸付けが確実に行われると認められてい

ること。

ア 協同組織金融機関 農林中央金庫、信用協同組合及び協同組合連合会、信用金庫及び信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに漁業協同組合をいう。

イ 普通銀行 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条により免許を受けて銀行業を営む株式会社をいう。

ウ 日本政策金融公庫

エ その他知事が認める金融機関。ただし、貸金業法（平成18年法律第115号）第2条第2項に規定する貸金業者であって、次のいずれかに該当するものを除く。なお、認定の基準は別に定める。

（ア）主として個人を相手方として貸付けを行う者

（イ）主として個人事業主又は資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下の法人を相手方として貸付けを行う者

第5 事業承認の基準

広域振興局長（京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町にあっては知事。以下「広域振興局長等」という。）は、実施主体が今後の農業経営の向上を図るために行う具体的な取組内容及びそれに対する目標を定めた計画（以下「事業計画」という。）が、別表1から別表6に掲げる実施要件の全てを満たす場合でなければ、当該事業計画を承認しないものとする。

第6 事業の実施等

1 事業計画の作成

（1）実施主体は、ビジネスプラン審査申請書（別記第1号様式）により、広域振興局長等に申請するものとする。

（2）前号の申請に当たっては、事業計画書（ビジネスプラン）（別記第2号様式）を作成し、添付するものとする。

2 事業計画の審査

（1）広域振興局長等は、前項の申請があったときは、1億円タイプ及び2・3億円タイプ及び広域連携タイプについては外部有識者等で構成する意見聴取会議から、新規就農タイプ、2千万円タイプ及び5千万円タイプについては農業ビジネスセンター京都等の専門家から意見を聴取し、事業採択について審査する。なお、審査においてはビジネスプランの実現可能性、商品の市場性及び地域経済への波及効果等を総合的に評価することとする。

（2）意見聴取会議等に関する事項は、広域振興局長等が別に定めるものとする。

3 事業計画の承認

（1）審査によりビジネスプランが適当と認められた実施主体は意見聴取会議等の意見

を参考にして、事業計画承認申請書（別記第3号様式）を作成し、広域振興局長等に承認を申請するものとする。

(2) 広域振興局長等は、事業計画の内容が適当であると認めるときは、当該計画を承認し、実施主体に対して通知するものとする。

なお、補助金の割当内示は事業計画の承認をもってこれに代えるものとする。

(3) 広域振興局長等は、必要に応じて現地調査等の審査を行い、事業計画の内容に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して承認できるものとする。

4 事業計画の変更

実施主体が事業計画を変更しようとする場合にあっては、1及び3の規定を準用するものとする。

なお、変更を要するものは、実施主体の変更、事業内容の変更、補助金の増額又は補助金の2割を超える減額が生じた場合とし、第6の3の(1)に規定する事業計画承認申請書に代えて、事業計画変更承認申請書（別記第4号様式）により申請するものとする。

5 交付決定前着手の提出

(1) 事業の円滑な実施を図る上で交付決定前に着手する場合にあっては、実施主体は、あらかじめ広域振興局長等の適正な指導・助言を受けた上で、理由を明記した交付決定前着手届（別記第5号様式）を広域振興局長等に提出するものとする。

(2) 前号により交付決定前に事業に着手する場合、実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの負担とすることを了知の上行うものとする。

6 補助金の交付申請等

(1) 実施主体は、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）第5条の規定により、承認を受けた事業の実施に要する経費について、補助金交付申請書（別記第6号様式）に個人情報の取扱いに関する同意書（別記第6号様式の2）を添付して広域振興局長等に補助金の交付を申請するものとする。

(2) 実施主体が規則第9条に定める変更をしようとする場合は、補助金変更承認申請書（別記第7号様式）により広域振興局長等に承認を申請するものとする。

なお、変更を要するものは、実施主体の変更、事業内容の変更、補助金の増額又は補助金の2割を超える減額が生じた場合とする。

7 実績報告書の提出

実施主体は、事業完了後（2箇年事業の場合は年度ごと）速やかに、規則第13条の規定により事業実績報告書（別記第8号様式）を広域振興局長等に提出するものとする。

8 交付決定の取消し

広域振興局長等は、実施主体が事業実績報告書を提出するまでに本事業の実施に要する経費のうち、金融機関から別表2から6で定める額の貸付け又は貸付決定を受けていない場合は、規則第16条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

9 概算払

実施主体は、知事が別に定めるところにより、補助金の概算払請求をすることができる。

第7 書類の経由

第6の1、3及び6の申請並びに5及び7の提出は、事業実施地域を管轄する広域振興局がある場合は、当該広域振興局長を経由するものとする。ただし、複数地域で事業を実施し、2以上の広域振興局長の所管区域にわたる場合は、知事に提出するものとする。

第8 助成

広域振興局長等は、別表に掲げる事業の実施に要する経費について、規則の定めるところにより予算の範囲内で助成するものとする。なお、本事業により整備した施設及び機械等については、次のア又はイに加入するものとし、かつウについて加入を検討することとする。

ア 農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済制度

イ 民間事業者が提供する保険

ウ 収入保険

第9 推進及び指導体制

府は、事業の円滑な推進を図るため、農業ビジネスセンター京都及び京都農人材育成センター（京都府農業経営・就農支援センター）と連携し、事業の実施に必要な指導、普及啓発等を行うものとする。

第10 実施状況等の報告

実施主体は、実施状況報告書（別記第9号様式）を事業完了日が属する年度の翌年度から5年間、各年度の実施状況について、当該年度の翌年6月末までに広域振興局長等に提出するものとする。

なお、実施主体は、売上高の実績が事業計画に基づく年度毎の目標売上高の70%を2年連続で下回った場合は、京都農人材育成センター（京都府農業経営・就農支援センター）等の専門家派遣による指導・助言を受け、対策を講じるものとする。

第11 財産の管理及び処分

- 1 実施主体は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産」という。)について、別記第10号様式による取得財産管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数又は交付決定の日から10年のいずれか短い期間とし、同条第2号に規定する知事が定める取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。
- 3 実施主体は、前項に定める期間内において、処分を制限された取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、又は処分しようとするときは、あらかじめ広域振興局長等の承認を受けなければならない。
- 4 広域振興局長等は、前項の承認を受けた実施主体に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を府に納付させることができる。

第12 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則 (令和3年3月29日3経第244号農林水産部長通知)

- 1 この要領は、令和3年3月29日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。
- 2 令和2年度までに農業経営体育成事業実施要領(平成22年8月24日付け2担第412号)第5の3のビジネスプランの承認を受けた実施主体及び農企業者育成事業実施要領(平成27年5月26日付け7経第206号)第5の2の事業計画の承認を受けた実施主体については、この要領第5の3の事業計画の承認を受けたものとみなす。

附 則 (令和5年7月13日5経第499号農林水産部長通知)

この要領は、令和5年7月13日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則 (令和5年10月25日5経第660号農林水産部長通知)

この要領は、令和5年10月25日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則 (令和7年3月24日7経第202号農林水産部長通知)

この要領は、令和7年3月24日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

附 則 (令和8年3月25日8経第199号農林水産部長通知)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第3及び第5関係）

事業種目	新規就農タイプ	
実施要件	事業計画が次に掲げる要件の全てを満たすこと 1 事業完了後3箇年以内に、年間の売上高1,000万円を超える事業計画となっていること。 2 事業完了後3箇年以内に、農地貸借、取得又は農作業の受託等を行うことで計画策定時より20%以上の経営規模の拡大又は20%以上の売上高の増加を目標とすること。 3 事業実施に当たり、必要な許認可を得ていること又は確実に得る見込みがあること。	
事業内容	推進事業	施設・機械整備事業
	事業プラン作成（そのためのコンサルタント相談を含む。）や販路開拓のためのマーケティング、商品開発など	規模拡大や経営の多角化のために必要な施設や農業機械などの購入、製造、改良、据付、借用（用地取得費は除く。）
補助対象経費 （消費税及び地方消費税は除く。）	1 外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、試作費、実験費、設計費、試験検査費、システム開発費 2 外部委託費（推進事業費全体の50%以内に限る。） 3 広告宣伝費、ホームページ作成費 4 専門家に対する講師謝金及び旅費 5 調査研究費（データ購入・調査分析にかかる経費等）、知的財産権取得に要する弁理士等手続に係る経費 6 商談会等の開催に係る会場借上料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費 7 その他事業実施に必要不可欠な経費で上記に準じるもの	1 次の施設等の整備に要する経費 （1）農産物生産用施設 （2）農産物加工施設 （3）原料冷蔵施設 （4）食品残渣堆肥化施設 （5）機械装置及び工具器具 2 農地の簡易整備に要する経費 3 その他事業実施に必要不可欠な施設・機械等の整備に要する経費で、上記に準じるもの ※耐用年数5年以上のものに限る。
補助率	補助対象経費の30%以内	
補助限度額	1,500千円以内（1申請当たり）	
実施期間	1箇年以内	

※次に掲げる場合については、補助対象としない。

(1) 同一事業について、国や府等の補助金、助成金等の交付を受けている場合又は受けることが決まって

いる場合

- (2) 事業計画承認年度の3月末日までに完了しない場合（補助期間が2箇年度の場合は、事業計画承認年度の翌年度の3月末日までに完了しない場合。ただし、年度ごとに事業実績報告を提出すること。）
- (3) 申請日以前に着手又は完了している場合

※次に掲げる経費については、補助対象外とする。

- (1) 直接人件費、借入に伴う支払利息、公租公課（不動産取得税等）、不動産（農地を含む。）購入費、官公署に支払う手数料等、飲食・接待費、税務申告のために税理士等に支払う経費、その他公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費
- (2) 農業以外の目的に使用可能な機械・施設類（パソコン、軽トラ、バックホー等）に係る経費
- (3) 土地造成工事（水道メーターから施設までの給水管引込工事を除く。）に係る経費
- (4) さく井工事（ポンプの設置を除く。）に係る経費
- (5) 農器具庫（倉庫内に冷蔵庫等を設置し、出荷調整に係る貯蔵庫を除く。）に係る経費
- (6) 単価が10万円未満の消耗品

別表2（第3及び第5関係）

事業種目	2千万円タイプ	
実施要件	事業計画が次に掲げる要件の全てを満たすこと 1 事業完了後3箇年以内に、年間の売上高2,000万円を超える事業計画となっていること。 2 事業完了後3箇年以内に、農地貸借、取得又は農作業の受託等を行うことで計画策定時より20%以上の経営規模の拡大又は20%以上の売上高の増加を目標とすること。 3 事業完了後3箇年以内に、1名以上の常時雇用者の確保を目標とすること。ただし、事業完了前に、常時雇用者を1名以上雇用している場合は、事業完了後3箇年以内に、新規就農研修生の受け入れ又は新規の常時雇用者1名以上の確保を目標とすること。 4 事業費総額の30%以上を金融機関からの融資により資金調達すること。 5 事業実施に当たり、必要な許認可を得ていること又は確実に得る見込みがあること。	
事業内容	推進事業	施設・機械整備事業
	事業プラン作成（そのためのコンサルタント相談を含む。）や販路開拓のためのマーケティング、商品開発など	規模拡大や経営の多角化のために必要な施設や農業機械などの購入、製造、改良、据付、借用（用地取得費は除く。）
補助対象経費 （消費税及び地方消費税は除く。）	1 外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、試作費、実験費、設計費、試験検査費、システム開発費 2 外部委託費（推進事業費全体の50%以内に限る。） 3 広告宣伝費、ホームページ作成費 4 専門家に対する講師謝金及び旅費 5 調査研究費（データ購入・調査分析にかかる経費等）、知的財産権取得に要する弁理士等手続に係る経費 6 商談会等の開催に係る会場借上料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費 7 その他事業実施に必要不可欠な経費で上記に準じるもの	1 次の施設等の整備に要する経費 （1）農産物生産用施設 （2）農産物加工施設 （3）原料冷蔵施設 （4）食品残渣堆肥化施設 （5）機械装置及び工具器具 2 農地の簡易整備に要する経費 3 その他事業実施に必要不可欠な施設・機械等の整備に要する経費で、上記に準じるもの ※耐用年数5年以上のものに限る。
補助率	補助対象経費の30%以内	
補助限度額	20,000千円以内（1申請当たり）	

実施期間	事業承認年度を含め2箇年度以内
------	-----------------

※次に掲げる場合については、補助対象としない。

- (1) 同一事業について、国や府等の補助金、助成金等の交付を受けている場合又は受けることが決まっている場合
- (2) 事業計画承認年度の3月末日までに完了しない場合（補助期間が2箇年度の場合は、事業計画承認年度の翌年度の3月末日までに完了しない場合。ただし、年度ごとに事業実績報告を提出すること。）
- (3) 申請日以前に着手又は完了している場合

※次に掲げる経費については、補助対象外とする。

- (1) 直接人件費、借入に伴う支払利息、公租公課（不動産取得税等）、不動産（農地を含む。）購入費、官公署に支払う手数料等、飲食・接待費、税務申告のために税理士等に支払う経費、その他公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費
- (2) 農業以外の目的に使用可能な機械・施設類（パソコン、軽トラ、バックホー等）に係る経費
- (3) 土地造成工事（水道メーターから施設までの給水管引込工事を除く。）に係る経費
- (4) さく井工事（ポンプの設置を除く。）に係る経費
- (5) 農器具庫（倉庫内に冷蔵庫等を設置し、出荷調整に係る貯蔵庫を除く。）に係る経費
- (6) 単価が10万円未満の消耗品

別表3（第3及び第5関係）

事業種目	5千万円タイプ	
実施要件	<p>事業計画が次に掲げる要件の全てを満たすこと</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業完了後3箇年以内に、年間の売上高5,000万円を超える事業計画となっていること。 2 事業完了後3箇年以内に、農地貸借、取得又は農作業の受託等を行うことで計画策定時より20%以上の経営規模の拡大又は20%以上の売上高の増加を目標とすること。 3 事業完了後3箇年以内に、3名以上の常時雇用者の確保を目標とすること。ただし、2名以上は新規の常時雇用者であること。 4 事業費総額の40%以上を金融機関からの融資により資金調達すること。 5 事業実施に当たり、必要な許認可を得ていること又は確実に得る見込みがあること。 	
事業内容	推進事業	施設・機械整備事業
	<p>事業プラン作成（そのためのコンサルタント相談を含む。）や販路開拓のためのマーケティング、商品開発など</p>	<p>規模拡大や経営の多角化のために必要な施設や農業機械などの購入、製造、改良、据付、借用（用地取得費は除く。）</p>
<p>補助対象経費 （消費税及び地方消費税は除く。）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、試作費、実験費、設計費、試験検査費、システム開発費 2 外部委託費（推進事業費全体の50%以内に限る。） 3 広告宣伝費、ホームページ作成費 4 専門家に対する講師謝金及び旅費 5 調査研究費（データ購入・調査分析にかかる経費等）、知的財産権取得に要する弁理士等手続に係る経費 6 商談会等の開催に係る会場借上料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費 7 その他事業実施に必要不可欠な経費で上記に準じるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1 次の施設等の整備に要する経費 <ol style="list-style-type: none"> (1) 農産物生産用施設 (2) 農産物加工施設 (3) 原料冷蔵施設 (4) 食品残渣堆肥化施設 (5) 機械装置及び工具器具 2 農地の簡易整備に要する経費 3 その他事業実施に必要不可欠な施設・機械等の整備に要する経費で、上記に準じるもの <p>※耐用年数5年以上のものに限る。</p>
補助率	補助対象経費の30%以内	
補助限度額	20,000千円以内（1申請当たり）	
実施期間	事業承認年度を含め2箇年度以内	

※次に掲げる場合については、補助対象としない。

- (1) 同一事業について、国や府等の補助金、助成金等の交付を受けている場合又は受けることが決まっている場合
- (2) 事業計画承認年度の3月末日までに完了しない場合（補助期間が2箇年度の場合は、事業計画承認年度の翌年度の3月末日までに完了しない場合。ただし、年度ごとに事業実績報告を提出すること。）
- (3) 申請日以前に着手又は完了している場合

※次に掲げる経費については、補助対象外とする。

- (1) 直接人件費、借入に伴う支払利息、公租公課（不動産取得税等）、不動産（農地を含む。）購入費、官公署に支払う手数料等、飲食・接待費、税務申告のために税理士等に支払う経費、その他公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費
- (2) 農業以外の目的に使用可能な機械・施設類（パソコン、軽トラ、バックホー等）に係る経費
- (3) 土地造成工事（水道メーターから施設までの給水管引込工事を除く。）に係る経費
- (4) さく井工事（ポンプの設置を除く。）に係る経費
- (5) 農器具庫（倉庫内に冷蔵庫等を設置し、出荷調整に係る貯蔵庫を除く。）に係る経費
- (6) 単価が10万円未満の消耗品

別表4（第3及び第5関係）

事業種目	1億円タイプ	
実施要件	<p>事業計画が次に掲げる要件の全てを満たすこと</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業完了後3箇年以内に、年間の売上高1億円を超える事業計画となっていること。 2 事業完了後3箇年以内に、農地貸借、取得又は農作業の受託等を行うことで計画策定時より20%以上の経営規模の拡大又は20%以上の売上高の増加を目標とすること。 3 事業完了後3箇年以内に、5名以上の常時雇用者の確保を目標とすること。ただし、2名以上は新規の常時雇用者であること。 4 事業費総額の50%以上を金融機関からの融資により資金調達すること。 5 事業実施に当たり、必要な許認可を得ていること又は確実に得る見込みがあること。 	
事業内容	推進事業	施設・機械整備事業
	事業プラン作成（そのためのコンサルタント相談を含む。）や販路開拓のためのマーケティング、商品開発など	規模拡大や経営の多角化のために必要な施設や農業機械などの購入、製造、改良、据付、借用（用地取得費は除く。）
補助対象経費 （消費税及び地方消費税は除く。）	<ol style="list-style-type: none"> 1 外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、試作費、実験費、設計費、試験検査費、システム開発費 2 外部委託費（推進事業費全体の50%以内に限る。） 3 広告宣伝費、ホームページ作成費 4 専門家に対する講師謝金及び旅費 5 調査研究費（データ購入・調査分析にかかる経費等）、知的財産権取得に要する弁理士等手続に係る経費 6 商談会等の開催に係る会場借上料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費 7 その他事業実施に必要不可欠な経費で上記に準じるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1 次の施設等の整備に要する経費 <ol style="list-style-type: none"> (1) 農産物生産用施設 (2) 農産物加工施設 (3) 原料冷蔵施設 (4) 食品残渣堆肥化施設 (5) 機械装置及び工具器具 2 農地の簡易整備に要する経費 3 その他事業実施に必要不可欠な施設・機械等の整備に要する経費で、上記に準じるもの <p>※耐用年数5年以上のものに限る。</p>
補助率	補助対象経費の30%以内	
補助限度額	30,000千円以内（1申請当たり）	
実施期間	事業承認年度を含め2箇年度以内	

※次に掲げる場合については、補助対象としない。

- (1) 同一事業について、国や府等の補助金、助成金等の交付を受けている場合又は受けることが決まっている場合
- (2) 事業計画承認年度の3月末日までに完了しない場合（補助期間が2箇年度の場合は、事業計画承認年度の翌年度の3月末日までに完了しない場合。ただし、年度ごとに事業実績報告を提出すること。）
- (3) 申請日以前に着手又は完了している場合

※次に掲げる経費については、補助対象外とする。

- (1) 直接人件費、借入に伴う支払利息、公租公課（不動産取得税等）、不動産（農地を含む。）購入費、官公署に支払う手数料等、飲食・接待費、税務申告のために税理士等に支払う経費、その他公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費
- (2) 農業以外の目的に使用可能な機械・施設類（パソコン、軽トラ、バックホー等）に係る経費
- (3) 土地造成工事（水道メーターから施設までの給水管引込工事を除く。）に係る経費
- (4) さく井工事（ポンプの設置を除く。）に係る経費
- (5) 農器具庫（倉庫内に冷蔵庫等を設置し、出荷調整に係る貯蔵庫を除く。）に係る経費
- (6) 単価が10万円未満の消耗品

別表5（第3及び第5関係）

事業種目	2・3億円タイプ	
実施要件	事業計画が次に掲げる要件の全てを満たすこと 1 事業完了後3箇年以内に、年間の売上高が2億円から3億円を超える事業計画となっていること。 2 事業完了後3箇年以内に、5千万円以上の売上高の増加を目標とすること。 3 事業完了後3箇年以内に、8名以上の常時雇用者の確保を目標とすること。ただし、3名以上は新規の常時雇用者であること。なお、常時雇用者には財務マネージャー等の専門家を含むこと。 4 事業費総額の60%以上を金融機関からの融資により資金調達すること。 5 事業実施に当たり、必要な許認可を得ていること又は確実に得る見込みがあること。	
事業内容	推進事業	施設・機械整備事業
	事業プラン作成（そのためのコンサルタント相談を含む。）や販路開拓のためのマーケティング、商品開発など	規模拡大や経営の多角化のために必要な施設や農業機械などの購入、製造、改良、据付、借用（用地取得費は除く。）
補助対象経費 （消費税及び地方消費税は除く。）	1 外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、試作費、実験費、設計費、試験検査費、システム開発費 2 外部委託費（推進事業費全体の50%以内に限る。） 3 広告宣伝費、ホームページ作成費 4 専門家に対する講師謝金及び旅費 5 調査研究費（データ購入・調査分析にかかる経費等）、知的財産権取得に要する弁理士等手続に係る経費 6 商談会等の開催に係る会場借上料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費 7 その他事業実施に必要不可欠な経費で上記に準じるもの	1 次の施設等の整備に要する経費 （1）農産物生産用施設 （2）農産物加工施設 （3）原料冷蔵施設 （4）食品残渣堆肥化施設 （5）機械装置及び工具器具 2 農地の簡易整備に要する経費 3 その他事業実施に必要不可欠な施設・機械等の整備に要する経費で、上記に準じるもの ※耐用年数5年以上のものに限る。
補助率	補助対象経費の30%以内	
補助限度額	30,000千円以内（1申請当たり）	
実施期間	事業承認年度を含め2箇年度以内	

※次に掲げる場合については、補助対象としない。

- (1) 同一事業について、国や府等の補助金、助成金等の交付を受けている場合又は受けることが決まっている場合
- (2) 事業計画承認年度の3月末日までに完了しない場合（補助期間が2箇年度の場合は、事業計画承認年度の翌年度の3月末日までに完了しない場合。ただし、年度ごとに事業実績報告を提出すること。）
- (3) 申請日以前に着手又は完了している場合

※次に掲げる経費については、補助対象外とする。

- (1) 直接人件費、借入に伴う支払利息、公租公課（不動産取得税等）、不動産（農地を含む。）購入費、官公署に支払う手数料等、飲食・接待費、税務申告のために税理士等に支払う経費、その他公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費
- (2) 農業以外の目的に使用可能な機械・施設類（パソコン、軽トラ、バックホー等）に係る経費
- (3) 土地造成工事（水道メーターから施設までの給水管引込工事を除く。）に係る経費
- (4) さく井工事（ポンプの設置を除く。）に係る経費
- (5) 農器具庫（倉庫内に冷蔵庫等を設置し、出荷調整に係る貯蔵庫を除く。）に係る経費
- (6) 単価が10万円未満の消耗品

別表6（第3及び第5関係）

事業種目	広域連携タイプ	
実施要件	<p>事業計画が次に掲げる要件の全てを満たすこと</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業完了年度の3月末日（助成期間が2箇年度の場合は、最終年度の3月末日）までに、本社が所在する市町村外の対象地域（※）において農地の貸借又は取得により、1ha以上の経営規模の拡大が見込まれること。 2 経営規模拡大の対象となる農地について、農地中間管理機構に10年以上の契約期間で貸し付けられていること、又は取得していること。 3 事業完了後3箇年以内に、8名以上の常時雇用者の確保を目標とすること。 4 事業費総額の60%以上を金融機関からの融資により資金調達すること。 5 事業実施に当たり、必要な許認可を得ていること又は確実に得る見込みがあること。 	
事業内容	推進事業	施設・機械整備事業
	事業プラン作成（そのためのコンサルタント相談を含む。）や販路開拓のためのマーケティング、商品開発など	規模拡大や経営の多角化のために必要な施設や農業機械などの購入、製造、改良、据付、借用（用地取得費は除く。）
補助対象経費 （消費税及び地方消費税は除く。）	<ol style="list-style-type: none"> 1 外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、試作費、実験費、設計費、試験検査費、システム開発費 2 外部委託費（推進事業費全体の50%以内に限る。） 3 広告宣伝費、ホームページ作成費 4 専門家に対する講師謝金及び旅費 5 調査研究費（データ購入・調査分析にかかる経費等）、知的財産権取得に要する弁理士等手続に係る経費 6 商談会等の開催に係る会場借上料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費 7 その他事業実施に必要不可欠な経費で上記に準じるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1 次の施設等の整備に要する経費 <ol style="list-style-type: none"> (1) 農産物生産用施設 (2) 農産物加工施設 (3) 原料冷蔵施設 (4) 食品残渣堆肥化施設 (5) 機械装置及び工具器具 2 農地の簡易整備に要する経費 3 休憩施設等、その他事業実施に必要不可欠な施設・機械等の整備に要する経費で、上記に準じるもの <p>※耐用年数5年以上のものに限る。</p>
補助率	補助対象経費の30%以内	
補助限度額	30,000千円以内（1申請当たり）	

実施期間	事業承認年度を含め2箇年度以内
------	-----------------

※対象地域は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する地域をいう。

- (1) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- (2) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
- (3) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を含む。)
- (4) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- (5) 棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域

※次に掲げる場合については、補助対象としない。

- (1) 同一事業について、国や府等の補助金、助成金等の交付を受けている場合又は受けることが決まっている場合
- (2) 事業計画承認年度の3月末日までに完了しない場合(補助期間が2箇年度の場合は、事業計画承認年度の翌年度の3月末日までに完了しない場合。ただし、年度ごとに事業実績報告を提出すること。)
- (3) 申請日以前に着手又は完了している場合

※次に掲げる経費については、補助対象外とする。

- (1) 直接人件費、借入に伴う支払利息、公租公課(不動産取得税等)、不動産(農地を含む。)購入費、官公署に支払う手数料等、飲食・接待費、税務申告のために税理士等に支払う経費、その他公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる経費
- (2) 農業以外の目的に使用可能な機械・施設類(パソコン、軽トラ、バックホー等)に係る経費
- (3) 土地造成工事(水道メーターから施設までの給水管引込工事を除く。)に係る経費
- (4) さく井工事(ポンプの設置を除く。)に係る経費
- (5) 農器具庫(倉庫内に冷蔵庫等を設置し、出荷調整に係る貯蔵庫を除く。)に係る経費
- (6) 単価が10万円未満の消耗品